

みやこユニバーサルデザイン優良建築物顕彰制度

1 みやこユニバーサルデザイン優良建築物顕彰制度とは

全ての人が暮らしやすい社会環境づくりを目指す、みやこユニバーサルデザインの考え方にに基づき、バリアフリートイレの整備など、高齢の方や障害のある方等の利用に配慮した基準を満たす建築物について、基準への適合状況に応じて「優良プレート」又は「適合ステッカー」を交付し、掲示していただく制度です。

2 交付基準

(1) みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク(優良プレート)

バリアフリー法又はバリアフリー条例で規定する整備基準に加え、みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク交付基準に適合する対象建築物に交付します。

令和5年1月から、京都市で育った「みやこ杉木」を使用した、温かみのある新デザインになりました！



表中の赤字は、みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク(優良プレート)の交付基準を示します。

2次元コードを読み込むことで交付基準を御覧いただけます。

対象		交付基準	
道等から居室等までの1以上の経路を構成する施設	敷地内の通路廊下	幅員	130cm 以上
		段差	段差がないこと (段差がある場合は、基準に適合した傾斜路又はエレベーター等の段差解消機が必要)
	出入口	主要な出入口の幅員	90cm 以上
		その他の出入口の幅員	80 cm以上
		段差	段差がないこと
	エレベーター	設置義務	あり(段差がない場合や、基準に適合した傾斜路又は段差解消機がある場合は、設置義務なし)
		整備基準	・車椅子使用者対応(かご出入口幅 80cm 以上、かご奥行 135cm 以上、乗降ロビーの大きさ 150cm 角以上 など) ・視覚障害者対応(操作盤に点字、乗降ロビーに点状ブロック設置 など)
	視覚障害者対応	整備基準	1 道等から主要な出入り口まで 及び 2 道等から案内設備(視覚障害者対応)まで を点字ブロック等で誘導(一部の建築物等(条例対象)は、1 又は 2 を点字ブロック等で誘導)
便房	車椅子使用者用便房	設置義務	あり
		整備基準	・引き戸又は外開き戸 ・車椅子使用者が円滑に利用可能な空間の確保 ・腰掛け便座と手すりの設置 ・出入口幅 80cm 以上(一部の大規模建築物等(法対象)は、出入口幅 85cm 以上)
	オストメイト対応設備	設置義務	あり

(2) みやこユニバーサルデザイン適合建築物マーク(適合ステッカー)

バリアフリー法又はバリアフリー条例で規定する整備基準に適合する対象建築物に交付します。

令和5年1月から新デザインとなり、色を右記の青色又は無彩色の2色から選んでいただけるようになりました！



2次元コードを読み込むことで
交付基準を御覧いただけます。

3 交付までの流れ

京都市 優良プレート等の交付

バリアフリー条例による協議を行った対象建築物等については、同条例に基づく完了検査時に交付基準への適合を確認し、同条例に基づく検査済証の交付と併せて優良プレート又は適合ステッカーを交付します。この場合、優良プレート又は適合ステッカーの交付申請は不要です。

※そのほかの場合で交付を希望される際は、個別に御相談ください。

申請者 優良プレート等の掲示

交付された優良プレート又は適合ステッカーは、建築物の主要な出入口付近の見やすい位置に掲示してください。

京都市 京都市のホームページによる公表

優良プレート交付施設のうち、施設名称、用途及び敷地の地名地番について、本市ホームページへの掲載の御了解をいただいた場合は、優良プレート交付施設の事例として掲載します。施設の写真を御提供いただける場合は、写真もあわせて掲載します。

現在の公表事例については、下記のキーワードでの検索又は右記の二次元コードからの読み取りをお願いします。

京都市 バリアフリー 優良建築物

検索



顕彰制度については、下記のキーワードでの検索又は右記の二次元コードからの読み取りをお願いします。

京都市 バリアフリー 顕彰制度

検索



手続・お問合せ先

京都市 都市計画局 建築指導部 建築審査課 バリアフリー担当あて

TEL:075-222-3616

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地